

岐阜県公報

目 次

告 示

住居表示のための町(字)の名称及び区域の変更

(市 町 村 課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第五百七十一号

住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)に基づき住居表示のため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により岐阜市の別図一に示す区域の町(字)の名称及び区域を別図二のとおり変更した旨岐阜市長から届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。
この町(字)の名称及び区域の変更は、平成二十二年十二月六日から効力を生ずるものとする。

平成二十二年十一月十二日

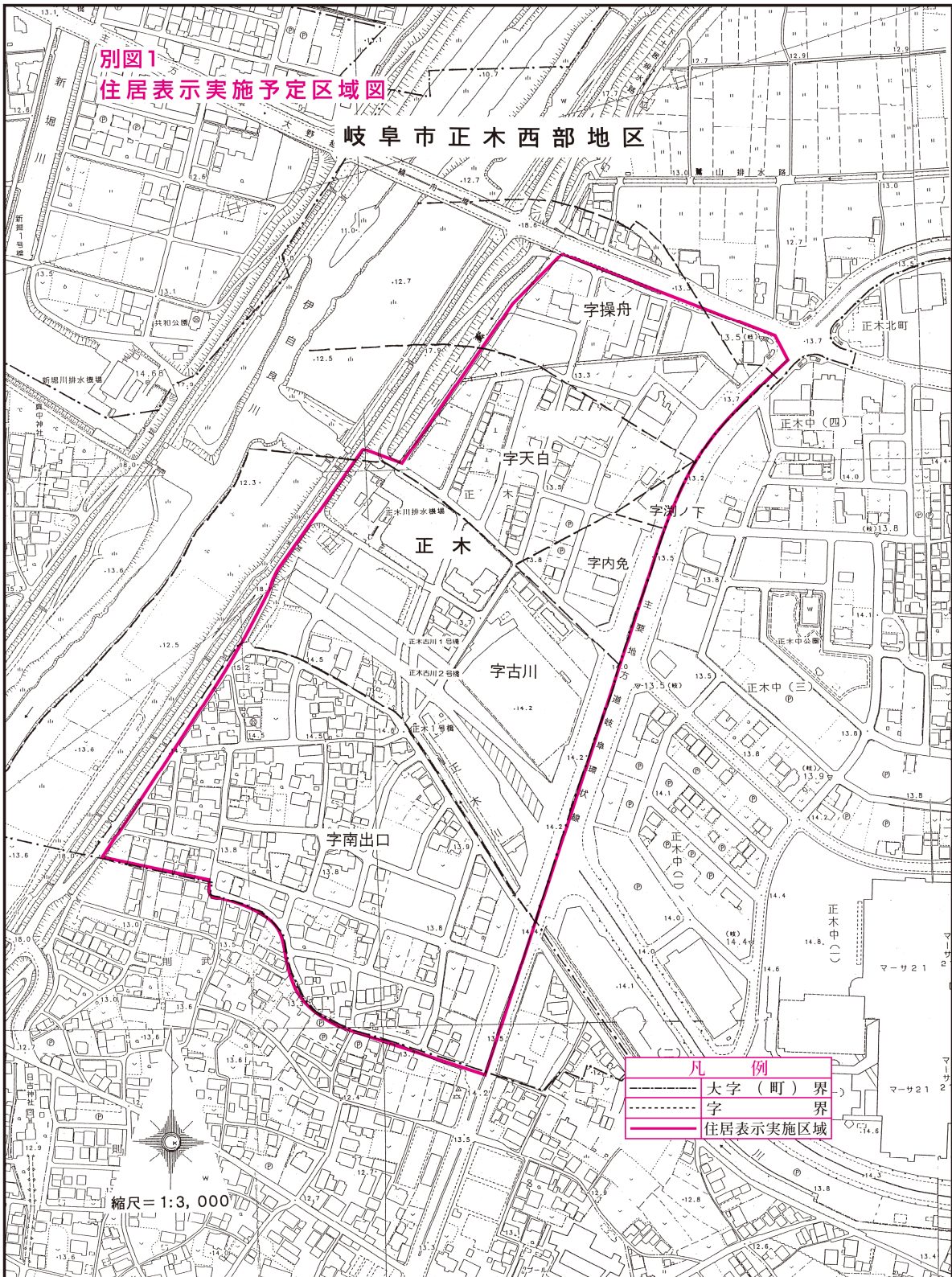
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日 金曜日)

発行 (休日)に当たる (とき)は翌日

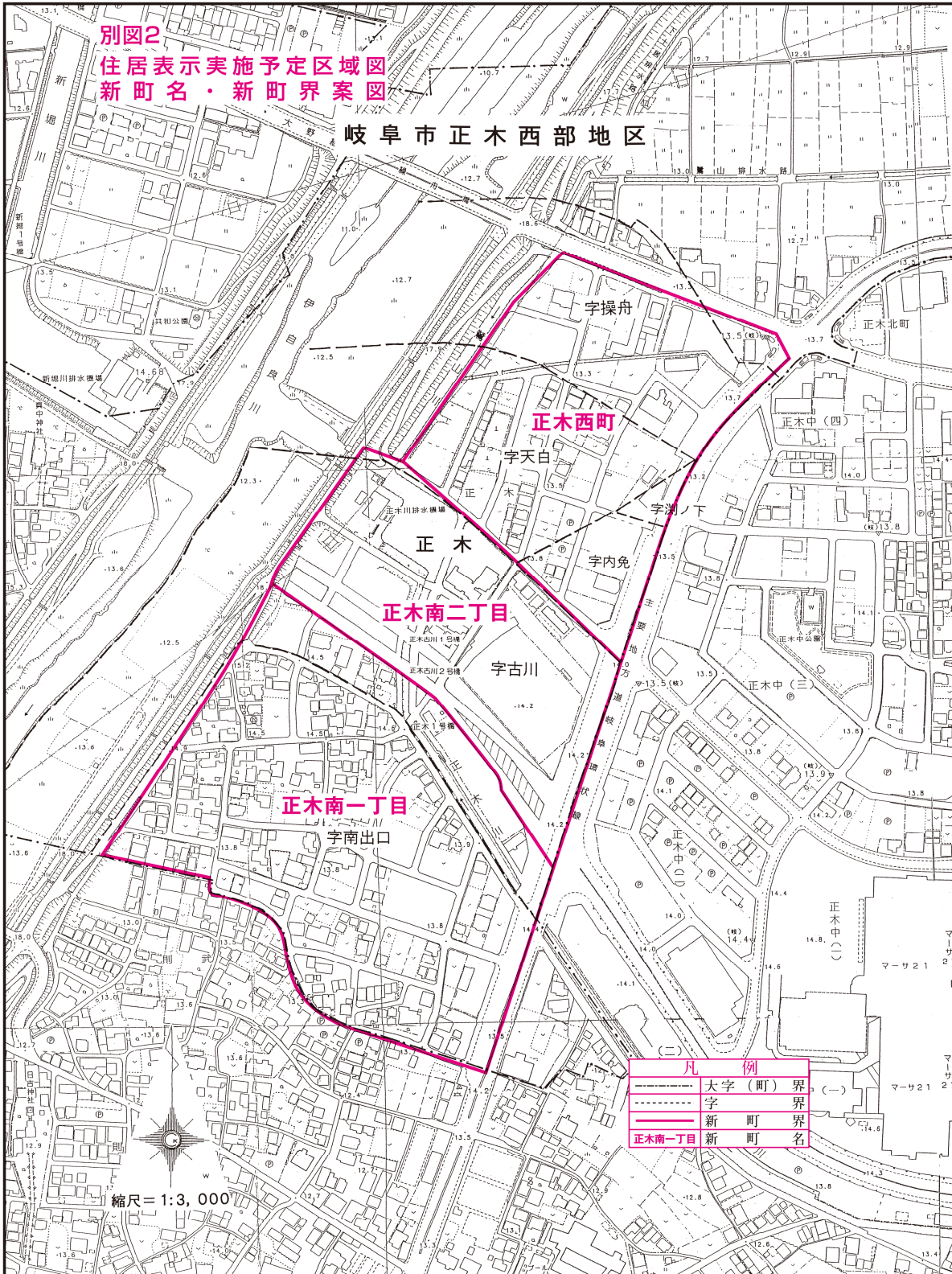
平成二十二年十一月十二日

号外 (一) 平成二十二年十一月十二日



別図2
住居表示実施予定区域図
新町名・新町界案図

岐阜市正木西部地区



平成二十二年十一月十二日発行

発行者
所 者

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター